

VIII. 参 考 資 料



VIII 参考資料

目 次

(1/2)

1. 河川協議	VIII-1
1.1 河川占用申請書類	VIII-1
1.2 標準的な河川協議フロー	VIII-21
2. 負担金	VIII-25
2.1 河川事業との事業費負担金	VIII-25
2.2 添架負担金	VIII-28
3. 高架下利用計画	VIII-39
3.1 高架下利用の考え方	VIII-39
3.2 高架下等利用計画の策定にあたっての基本事項	VIII-39
3.3 高架下等利用計画の策定にあたっての留意事項	VIII-40
4. 設計照査	VIII-51
4.1 照査報告書の手順	VIII-51
4.2 照査のポイント	VIII-51
4.3 詳細設計照査様式	VIII-54
5. 特別調査	VIII-61
5.1 特別調査の実施について	VIII-61
5.2 特別調査品目	VIII-61
5.3 特別調査に関する留意事項	VIII-61
6. 工事完了時作成書類	VIII-62
6.1 作成手順と提出先	VIII-62
6.2 橋梁台帳	VIII-62
6.3 橋梁設計調書の作成	VIII-67
6.4 電子成果	VIII-78



VIII 参考資料

目 次

(2/2)

7. 歩道橋への適用.....	VIII-79
7.1 設計の基本.....	VIII-79
7.2 耐震設計の考え方.....	VIII-79
8. 設計委託成果品.....	VIII-81
8.1 一般.....	VIII-81
8.2 報告書の作成.....	VIII-81
8.3 設計図面.....	VIII-83
8.4 橋梁一般図.....	VIII-83
9. 新技術・新工法に関する参考資料.....	VIII-86
9.1 NETIS 新技術情報提供システム.....	VIII-86
10. 維持管理.....	VIII-87



1. 河川協議

1.1 河川占用申請書類

① 許可申請書

〔工作物の新築等の許可申請書〕

(甲)

許 可 申 請 書	
文書番号 平成 年 月 日	
静岡県知事 様	
申請者	住所 静岡市葵区迫子町5番1号 氏名 印
別紙のとおり河川法第 24 条の許可を申請します。 26	

→以下の資料を添付

- ① 許可申請書
- ② 審査検討表
- ③ 許可申請書の
検討事項表
- ④ 添付図書につ
いて
- ⑤ 審査チェック
リスト

→国への申請は、「河
川工作物設置の審査
手引き Ver.1.01 中
部地方整備局 河川
部」を参照すること



(乙の4)

(工作物の新築、改築、除去)

1 河川の名称

2 日 氏

3 場 所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工 期

8 占 用 面 積

9 占用の期間

② 審査検討表

標式-2

〇〇川水系 〇級河川〇〇〇川 〇〇〇橋 審査検討表

路線名		橋梁形式		計画交通量又は最大近接時間		今/未開成設構までの距離		上流側下流側	
改修計画との相違 									
計画高水流量		m ³ /s		計画高水位		m		計画堤防高	
計画 TP		m		河床高(紙面図を作成し解体後化考慮)		計画 TP		m	
現状 IP		m		最低 IP		m		左岸 TP	
								右岸 IP	
方向		橋下向		橋間長		m		計算式	
		橋向 IP		m				スパン数	
位置		川幅 50m 以上で計画高水以下に外か		YES NO		川幅 50m 未満は場所法線より後か		YES NO	
橋台底地		堤内地盤線以下か		YES NO		方向 堤防法線に平行か		YES NO	
高架橋か		左岸 YES NO		YESの場合 有無		空間高		左岸 m	
		右岸 YES NO		堤体傾斜は 有無				右岸 m	
位置		治水優先、法線より10m 以上あるか		YES NO					
NCの場合手当は									
方向		洪水時の流水に平行か		YES NO		NOの場合の形状			
橋脚軸		ピア軸橋 m 有効河幅		r 附着率				%	
基礎		支持層へ支持しているか		YES NO		杭 井筒 岩着			
フーチング		治水部		高水部		20m以内			
天端高		TP		r TP		r TP		m	
護岸		橋台部分を天端まで計入しているか (Max 10m)				YES NO			
		その他の区間は引曲高水位以上か				YES NO			
		護岸基礎の掘入れは改修計画に合っているか				YES NO			
		左 岸		右 岸					
		上 流		下 流		上 流		下 流	
		基準		m		r		m	
高水		計画		m		r		m	
低水		計画		m		r		m	
高架橋に架かる鉄線		大径 (MAX 5m)							
提 防 路		YFS NO		左 岸		線 交差量		合計	
管理用道路				右 岸		線		合計	
管理用道路 (立体交差)		左 岸		n		r 上		T	
		右 岸		n		r 上		T	
取付道路 (平面交差)		左 岸		n		r 上		T	
		右 岸		n		r 上		T	
旧橋		旧橋は完全撤去することになっているか				YES NO		年以内	
その他		建築物の検測は十分なされているか				YES NO		上水 ガス 電気 通信	
		堤防取付部の盛土は定規断面等の平行スライドとしているか				YES NO			

The diagram illustrates a bridge cross-section with multiple spans supported by piers. It shows the relationship between the bridge deck, the supporting structure, and the surrounding ground level. Key features include the main span, approach spans, and the foundation details. The diagram is used to provide visual context for the structural data provided in the adjacent tables.

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること



③ 許可申請書の検討事項表

(別表)

河川法第20条・24条・26条等に係る許可申請書の検討事項表

河川名	○級河川 ○○川水系 ○○○			右岸 Km
				左岸 Km
目 的				新築、改築、除却、継続
申請者	住 所		電 話	
	氏 名		担当者	

1 申請書について (河川法施行規則第15条第1項) 結果の欄 適正○ 不適× 該当なし-

項 目	検討事項	結果	備 考
1 河川の名称	河川の種別、水系名、河川名が正確に記載してあるか。		
2 目的	具体的に記載してあるか。		
3 場所	○○市(郡)○○町(村)字○○番地地先まで原則として記載してあるか。		
4 工作物の名称又は種類			
5 工作物の構造又は能力	申請に係る主要工作物の構造寸法、延長等を記載してあるか。		
6 工事実施の方法			
7 工期			
8 占用面積	1) 求積図により三斜法により求積した面積を記載してあるか。 2) 河川区域内の行為面積のあるものは同様に記載してあるか。		
9 占用の期間			

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること



④ 添付図書について

2 添付図書について (河川法施行規則第15条第2項) 結果の欄 適正○ 不適× 該当なし-

項 目	検討事項	結果	備 考
新築等に係る事業の計画の概要を記載した図面	1) 申請に係る事業の必要性 2) 当該申請箇所にて工作物を設置しなければならない理由 3) 工作物の構造、規模、能力等を決定した根拠		
2 位置図	1) 申請箇所が正確に旗揚げして表示してあるか。	縮尺 1/50,000～1/25,000 国土地理院発行の地形図が望ましい。 (付近のみ切り取ったものは用いないこと。)	
3 実測平面図	1) 河川の状況が判断できる程度の平面図か。 2) 河川区域を表示してあるか。 3) 申請に係る工作物が投影して表示されているか。 4) 工作物の構造、延長、数値等が旗揚げして表示してあるか。 5) 工作物の施工箇所、河川区域、河川区域内の行為区域等は凡例を設け表示し着色してあるか。	縮尺 1/2,500～1/500 程度 ※配色は全ての図面で統一すること。	
4 縦断面図	1) 測点、区距離、追加距離、現在の地盤高、(最低)河床、左右岸堤防(護岸)高、その他橋梁等が表示されているか。 2) 勾配は 1/○○と表示されているか。(○○%表示は用いないこと。) 3) 測点は平面図、縦断面図と対照できるか。 4) 起点(下流側)が図面の左側になっているか。 5) 改修計画のある河川は、計画河床高、計画高水位、計画堤防高等を表示してあるか。 6) 申請に係る工作物等が記載しており、旗揚げ表示し着色してあるか。	縮尺 横は原則として実測平面図に同じ 縦は 1/100 又は 1/200	
5 横断面図	1) 河川の流向(中心線)に対して垂直に測量してあるか。 2) 改修計画のあるものは計画断面、計画高水位等を表示してあるか。 3) 申請に係る工作物等が横断面図に対して、位置、高さ、根入れ等が正確に記入されているか。 4) 河川区域の表示があるか。 5) 官民境界の表示があるか。	縮尺 原則として 1/100 改修計画がなくても計画高水位は現状より判断して記させること。 ※配色はすべての図面で統一すること。	
6 設計図 (構造図)	1) 工作物の平面図、正面図、側面図、断面図等からなり、必要に応じて詳細図が添付されているか。 2) 工作物の計画高、根入れ等が表示されているか。		

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること



VIII. 参考資料 1.河川協議 1.1 河川占用申請書類

項 目	検 査 事 項	結 果	備 考
7 公園等	1) 申請に係る河川区域、占用区域、河川区域内行為面積等を着色して表示してあるか。 2) 1)の記入事項以外の河川区域、歩道、水路敷等を着色して凡例を設けて表示してあるか。 3) 民地に係る場合は、その地目、所有者名、地積も記載されているか。		※配色はすべての図面で統一すること。
8 求積図	1) 占用区域、河川区域内行為面積に隣接する筆を1筆以上青丸で測量してあるか。 2) 占用区域、河川区域内行為面積は、塗色により求積してあるか。 3) 公園等と同様着色して凡例を設けて表示してあるか。		※配色はすべての図面で統一すること。
9 防災計画及び安全対策を記載した区画書	行為中の防災計画及び安全対策について明記されているか。		土砂流出防止堰堤、擁壁、各種土留工等の必要措置及び立入禁止措置等の位置、内容等について明記すること。
10 利害関係者の承諾書等	河川管理者以外の子がその権原に基づき管理する土地における申請の場合は、次の書類が添付されているか。 1) 土地登記簿謄本 2) 土地所有者等と行為申請者が異なる場合には、所有者等の承諾書		
11 他法令の許認可書等の写し	他法令に基づく許認可、届出又は協議が必要な場合は、その許認可書等の写しが添付されているか。		申請中の場合は、受付印が押印された申請書の写しを添付すること。
12 現況写真	行為の範囲及び内容がよくわかる写真が添付されているか。		申請位置等を朱書きで明示すること。



⑤ 審査チェックリスト

■橋梁

1) 工作物の概要 橋の名称・規模等のあらましを記載する。

ア 1

工作物名称				
設置の必要性(理由) (国策等)				
事業実施機関名	申請者			
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規模	(国幹線、高速道路、国道、都道府県道、数道橋、市町村道、農免道路、その他)			
	橋 長	橋 員	橋 の 荷 重	橋 種 ・ 型 式
	m	m	A、B (荷重)	
	計画交通量	橋台の形式	橋脚の形式	基礎型式
	台ノリ			

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川 区 間 特 別	左岸	K	m
			右岸	K	m
地 先 名	左岸 右岸				

3) 設置河川の概要 橋設置地点の河川の状況(状況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

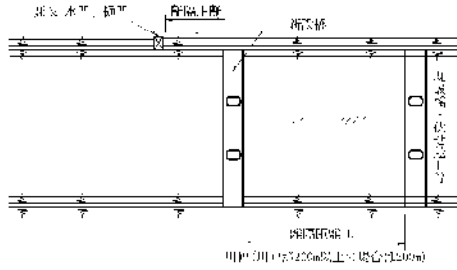
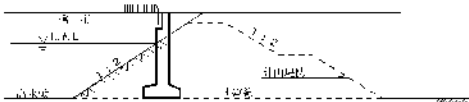
設置地点の概要	一般河川(直轄区間、指定区間) 二級河川、準用河川、普通河川				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし)右側市村区間・損込み河道・山間谷窓部) 右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし)右側市村区間・損込み河道・山間谷窓部)				
支 川	白川堤、セミバツタ堤、その他				
河 川 の 諸 元	計画高水流量	計画高水位	全 省 高	計画堤防高	現 堤 堤 防 高
	m ³ /s 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の治水敷高	現 堤 高 水 敷 高	
	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸
治水対策の概要	支川計画高水流量	支川計画高水位	官制区間の堤高	計画高潮位	
	m ³ /s 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m 左岸 右岸	m	
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施設・時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川景観管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン等の他()・自地	拠点地区:		

→「事務連絡許可工作物技術審査の手引きについて(平成23年5月11日付け)」参照

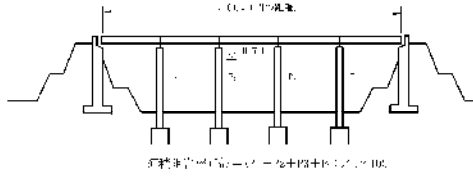
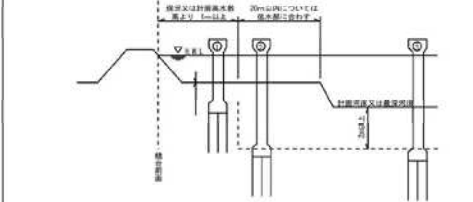
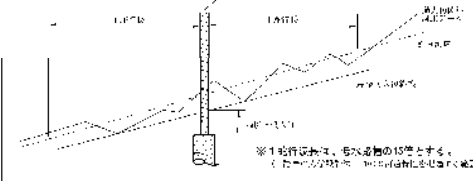


4) 審査事項

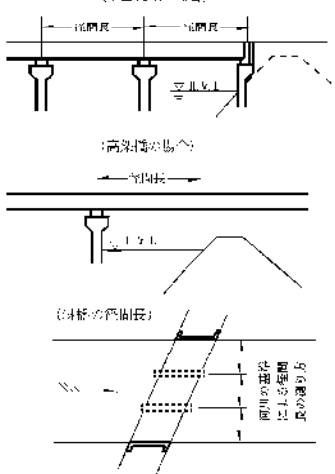
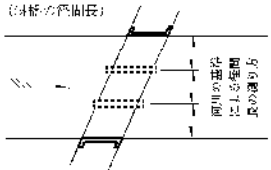
7-2

項 目	検討項目・手法	満(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (河川法第11条第1項) (河川法第11条第2項) (河川法第11条第3項) (河川法第11条第4項)	(1) 位置(4~ト)決定の主要点か。 (2) 架設部、水筒部、分合流点に設けているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所(河床冲刷)の変化点等に設けているか。 (4) 近接工作物はあるか、ある場合それに対する検討をしたか。  注: 1. 河川の両側ラインに10m以内を流す必要あり (5) 基礎位置の検討をしたか。		
2. 方 向 (河川法第11条第1項) (河川法第11条第2項) (河川法第11条第3項) (河川法第11条第4項)	(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、鉛水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。 (2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天然幅の1/3以下(2mを超える場合は2m)か。 (3) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し、河床と認められる対策を講じているか。 ・橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の設置防止について、適切に配置された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰等と軒を併用して流水の流れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとする。		
3. 橋 台 (河川法第11条第1項) (河川法第11条第2項) (河川法第11条第3項) (河川法第11条第4項) (河川法第11条第5項) (河川法第11条第6項)	(1) 川幅50m以上、青水区域、高潮区域に設ける橋台の位置は、川幅と法面の交点から川表側に出ているか。 (2) 川幅50m未満の場合は橋台の前面が表法岸より川表側に出ているか。 (3) 橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防法線に平行に設けているか、堤防崩壊を行っていないか。 (4) 橋台の底面は地盤面以下か。 (5) ハイルベント基礎となっているか。 (6) 枕木地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。 		

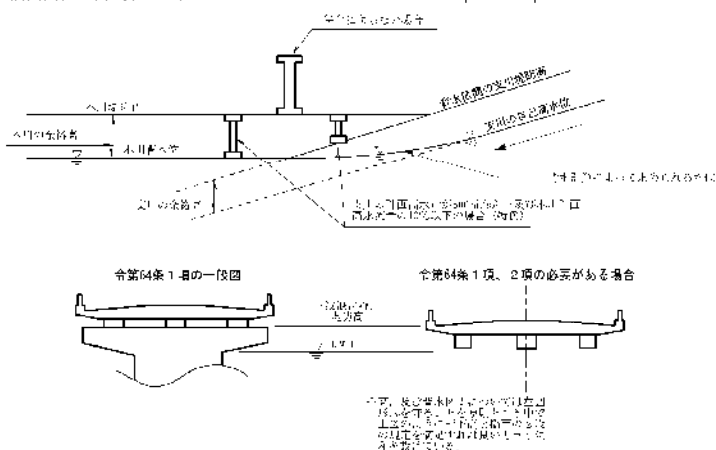
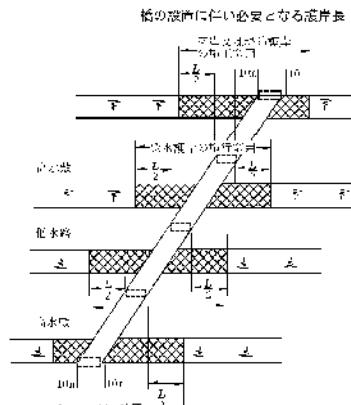


項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
右第61条1	(7) 堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。 		
右第61条4 右第61条5	(8) ピアアバットとなっていないか。 (9) やむを得ずピアアバットを設ける場合、川表側で箱橋構造とし、堤防補強を行っているか。		
1. 橋 脚	(1) 堤防法先、低水路法石及び河岸法先からの離れは正しいか。 (2) 堤防内に橋脚を設けていないか。 (3) 河床阻害率は $\alpha\%$ 以内か。(新幹線及び高速自動車国道等は $\gamma\%$ 以内か) 		
右第62条1 右第62条1 右第62条2	(4) 形は円形(楕円形)としているか。 (5) 方向は洪水時の流水方向と一致か。 (6) 基礎の上面の向きは イ) 高水敷部(低水路肩から20m以内の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から1m以上の根入れがあるか。 ロ) 低水路部(低水路肩より20m以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から2m以上の根入れがあるか。 		
右第62条2の2	ハ) 最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。 ニ) 過去に橋脚が移動したことはないか検討し、布水敷きの橋脚根入れを決定したか。 例を下記に示す。 		



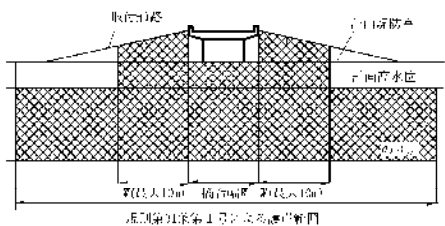
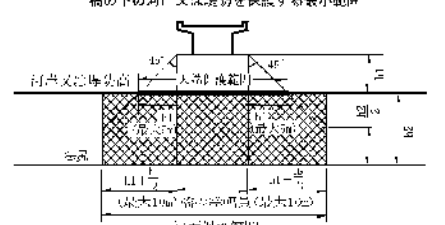
項 目	検 査 項 目 ・ 手 法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川法第33条第1項) (河川法第33条第2項) (河川法第33条第3項) (河川法第33条第4項)	(5) 橋脚の位置は、河岸または堤防の法面及び低水路の河岸の法面から10m以上離れているか。(計画高水流量が500m ³ /s未満の河川では5m) (6) 高架橋の橋内側橋脚は、2Hルールを満足しているか。 (7) 円形橋脚としている場合、決定理由は妥当か。 (8) 円形橋脚としている場合、低水路部のみか。 (9) パイルベント形式となっていないか。		
5. 径 間 長 (河川法第33条第1項) (河川法第33条第2項) (河川法第33条第3項) (河川法第33条第4項)	(1) 斜橋の場合は流心方向に直角に換算しているか。 (2) 堤防に橋台を設けている場合は橋台の臨岸の左側からか。 (3) 堤防に橋台を設けていない場合はHWSの交点からか。 (4) 計画高水流量に対する径間長を満足しているか。 (5) 令第33条2項の適用があるか。 イ) 橋脚が河岸または堤防のり先並びに低水路のり先から10m(計画高水流量が500m ³ /s未満の場合は5m)以上離れている。 ロ) 橋脚の流心方向の長さが30m未満。 ハ) 橋脚がパイルベント方式でなく、河積が1.5倍以下。 ニ) 堤防の小段または高水敷と桁のクリアランスが2m未満の部分がある時、これを無効河積とし、場合でも必要な流下断面を確保している。 (6) 令第33条3項の適用があるか。 (7) 令第33条4項の適用があるか。 (8) 規則第29条の適用があるか。 イ) 基準径間長未満の近接橋か。 ロ) 基準径間長〜川幅(1幅が200m以上の場合は200m)の近接橋か。 ハ) 上記の場合、規則第29条を満足しているか。 (下図参照の場合)  (河川の径間長) 		
(河川法第33条第1項)	(9) 河川上空に張り出し構造物となる構造物については、 イ) 計画高水位に余裕高を見込んだ高さ以上となっているか。 ロ) 河岸の景観保全に配慮しているか。 ハ) 基礎等を流下断面内に取付るを得ない場合、当該張り出し部を無効河積としてせき上げの影響を検討しているか。 ニ) 張り出し部の影響によりが河岸及び河床を洗掘しないように措置しているか。		



項 目	検討項目・事項	適(○) 否(×)	申請内容・対応概要等
6. 橋下高 （河川法第33条） （河川法第34条） （河川法第35条） （河川法第36条）	(1) 計画堤防高以上になっているか。なお、高潮区間にあつては計画高水位に余裕を加えた高さ、または計画高潮位の高さの方が高い方がよい。 (2) 治水区域の特例が適用になるか。 （治水の影響を受ける河川の流量が本川の流量の10%以内で支川流量が500m³/s以下の流下物の少ない場合に適用しているか。） イ) 口川流量H.W.L.十余裕高以上かつ本川計画高水位以上か。 （自己流量H.W.L.以上時） ロ) 橋面高は堤防高以上か。		
7. 護岸等 （河川法第37条）	(1) 橋戸の上下流に下記のとおり護岸があるか。 イ) 堤防直近橋戸の上下流から堤防に直角方向に基幹径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ) 10m未満となるべき10m以上としているか。 （護岸の範囲はH.W.L.以上の護岸設置×間以上か。） ハ) 橋台と堤防との取付はH.W.L.以上の護岸を設けているか。 （護岸は橋幅以上(10mまで)となっているか。） （土留工設置の場合、その埋山が円座になっているか。）		



7-6

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
河川敷利用 河川敷利用計画2区	橋の設置に伴い必要となる堤防護岸の高さ  河川敷利用計画2区 (2) 低水護岸について イ) 原則として河岸直近橋脚の上下游から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ) 橋脚の設置に伴い幅が著しく変化し河岸に泥溜等の支障がある場合その処置はしているか。 (3) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 (4) 高水橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。 橋の下河川又は堤防を保護する最小範囲  河川敷利用計画2区		
8. 護岸工及び 高水架保護工 申請記録表 申請記録表2区 申請記録表2区 申請記録表2区	(1) 次の条件のいずれかに該当する場合、護岸工または高水架保護工を設置しているか。 ①橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法后から10m以内の場合。 ②橋脚の設置により洗掘があるのを防止する必要がある場合。 (2) 保護範囲は橋脚周辺5m以上あるか。 (3) 保護工を設置した時岸護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法后までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。 (4) 河川環境に配慮しているか。		
9. 河川管理用 通路 供用記録表2区 供用記録表2区	(1) 以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。 ・管理用通路の併設 ①計画高水流量 1000m³/s以上 ②計画交通量 6000台/日以上 ③昼夜遮断時間 20分/1時間以上		



7 7

項 目	検討項目・手法	通(○) 否(X)	申請内容・対策概要等
橋脚・道路部 (河川利用部) (河川利用部) 橋脚・道路部 (河川利用部) 河川利用部 橋脚・道路部 (河川利用部)	(12) 平面交差と立体交差を併設する場合において、立体交差が通行不能となる緊急時に緊急車両が平面交差を通行するのに支障はないか。 (13) 管状用近路の法面幅はおおむね3%以下の勾配となっているか。 (14) 平面交差の道路取付部には4.0m以上の水平面があるか、幅員は6.0m以上か。 (15) 立体交差部の排水は考慮されているか。 (16) 高側の場合、右下高は計画橋防天端上、または堤防防の高い方から0.5m以上あるか。 (17) 復旧近路の法面幅は、計画堤防法勾配以下となっているか。 (18) 立体交差とすることが困難な場合は、100m以内にこれに変わる迂回路(外道)が確保されているか。仮にない、やむを得ない理由がある場合に限る。 (19) 立体交差となるボックス梁の場合、敷設は雨水、人歩等による障害はないか。 (10) 緊急橋でやむを得ない場合は、下記のいずれか高い方を満足しているか。 ①建築限界(2.5m)を加えた高さ ②出水時でも排水して通行止めとならないように敷設を計画高木位以上として、建築限界(1.5m)を加えた高さ		
10. 支障の軽減 (河川利用部) (河川利用部) (河川利用部)	(1) 構造合に適合していない橋梁に防割り折断レーン及び歩道橋を添設する場合、 イ) 径間長が20m以上の橋梁。 ロ) 近い将来現橋の改築が計画されていないか。 ハ) 橋脚は現橋の見直し線以上か。 ニ) 阻害率は現規以上とならないか。 ホ) 折下高は現規を下回っていないか。 ヘ) 河床または堤防の境界は、令規則第31条の規定を満足し、現橋の橋脚、橋台の影響も考慮しているか。 (2) 右折レーンを設ける場合、堤防天端の策目道路において右折レーンを確保しているか。 (3) 構造合に適合していない橋梁に近接した橋として歩道等を設ける場合 イ) 当該区間の河川改修または当該橋梁の改築が近い将来に行われることが明らかであるか。 ロ) 構造合に適合する橋梁を設けることが著しく困難、又は不適当と認められる根拠が明らかであるか。		
11. 特 補 足 説 明	(1) 令第39条第1項の第3の何れかの直接接の橋脚に設置が設けられているか。 (2) 橋脚実験等による影響検討を行う場合は治水が引掛った状態で実施しているか。		
12. 耐 震 補 足 説 明	(1) 構造合に適合していない橋梁で耐震補強を行う場合、又は適合している橋梁で耐震補強を実施後阻害率が5% (耐震補強及び高速自動車国道橋の場合は7%)以上となる場合の地震対策は治水上最も影響少ない方法か。		
『参考』	(1) 橋並排水は河川内へ直接排水していないか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。



■旧施設撤去

1) 工作物の概要 旧施設撤去の内容等のあらましを記載する。

2-1

1. 作 物 の 概 要	
事業実施機関名	申請者
作 業 上 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
撤 去 概 要	
復 旧 方 法	復旧工事 法長 m 延長 m

2) 設置位置 撤去施設地点について記載する。

河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m
地 先 名	

3) 河川の概要 旧施設撤去地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

地 点 の 概 況	一級河川(官轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、河内山内区間、確認済河道、山内築堤部				
河 川 の 諸 元	計画高水流量	計画高水位	決 断 高	計画堤防高	現状堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計画堤防天端幅	計画の高水堰高	現況高水堰高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時農地へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・兼用ゾーン・その他()・白地		拠点地区()



4) 審査事項

2-2

項 上	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 撤去の原則	(1) 旧施設については完全撤去を原則とする。		
(仮設第二階段)	(2) 橋体内の工務物・橋体下部に存在する工務物及び河道内に埋設された工務物は完全に撤去しているか。		
谷部2部	(3) 低水路及び低水路から20m間の高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は最新式測量路線の低い方から2m以上撤去されているか。		
谷部3部	(4) 高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は現高水敷高の低い方から1m以上撤去されているか。		
	(5) 旧施設撤去後の親旧河、原河として河川整備基本方針の計画に合わせて護岸等が施されているか。		
谷部4部	(6) 護岸設置範囲は、H.W.L位置の堤防間距離以上になっているか。		
河川部5部			



■仮設

1) 工作物の概要 仮締切の名称・規模等のあらましを記載する。

5-1

工 作 物 名 称	
事業実施機関名	ー 諸君
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
概 要	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 月 距離標 左・右岸 K m
地 区 名	

3) 河川の概要 仮締切設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

地 点 の 概 況	一級河川(直轄区間、指定区間)、二級河川、準用河川、普通河川				
	普通河川(高瀬区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 荒瀬、堰はね、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、瀬のみの河道、田間表層部				
河 川 の 諸 元	計画高水流量	計画高水位	余 裕 高	計画堤防高	現状堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防基礎幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について配慮しているか				
	生態系について配慮しているか				
	水質について配慮しているか				
	施工時騒音へ配慮しているか				
	その他				
河川環境管理基本計画の概要	ブロック名及び基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーン・エリア(空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・産業ゾーン・その他()・白地	拠点地区()	



4) 審査事項

5-2

項 目	検討項目・手法	満(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 仮締切の設置 (仮締切設置基準)	(1) 堤防の全面閉鎖、1部分閉鎖するものから、堤防の機能が相当に低下する場合。か。 ※堤防の機能が相当に低下する場合は設計対象水位に対して、必要な堤防断面が確保されていない場合をいう。		
2. 構造形式 (仮締切設置基準)	(1) 堤防閉鎖を伴う場合 イ) 既設堤防と同等以上の治水安全度を有する構造となっているか。 ロ) 治水期間における仮締切の構造、耐久板二重式工法となっているか。地質等のために同一法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。 ハ) 二重による仮締切の場合は防護工等による十分な補強が用意されているか。 ・流下能力を阻害しない場合であって、流動を受けない箇所についてはこの限りではない。 ニ) 暴風浪水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤防地の状況等を踏まえ、緊急対策を考慮した構造を検討しているか。 ・部分閉鎖の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。 ※ここでいう出水への対策とは、台風や接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に乗るなどを防ぐ対策をいう。 (2) 堤防閉鎖を伴わない場合 イ) 洪水の通常の作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴う周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造となっているか。		
3. 設計対象水位 (仮締切設置基準)	(1) 堤防閉鎖を伴う場合 イ) 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）としているか。 ロ) 非出水期においては、工事施工期間の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河床で流下させるための水位のうちいずれか高い水位としているか。ただし、当該河川の特性や近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。 ・既設堤防高がイ)、ロ) で定められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。		



項 目	検討項目・予定	適(○) 否(△)	申請内容・対策概要等
	(2) 堤防開削を伴わない場合 イ：工事施工期間の過去5ヶ年間の時刻最大水位としているが、 ・但し、当該水々が5ヶ年間で異常出水と判断される場合は、 過去10ヶ年の9位の水位を採用することができる。 ・既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を 搬来し、十分安全な水位とすることができる。		
4. 高さ （堤防・假設堤防）	(1) 堤防開削を伴う場合 イ：出水期においては仮設堤防高以上としているか。 ロ：非出水期においては設計高（洪水水位に当り量に余裕高（令第 二二条）を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応 急対策等を考慮して決定しているか。 但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とす ることができる。 ※（ロ）でいう出水時の応急策とは、台風接近時などに河川 水位の上昇に備え、仮締切の上上りのりを設置するなどの 対策をいう。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ：4.（ロイ）ではめた水位としているが、但し、波浪等の影 響でこれより高くなる場合は、必要な高さとすることができ る。		
5. 天端幅 （堤防・假設堤防）	(1) 堤防開削を伴う場合 イ：令二二条の天端幅を満足しているか。 ただし、鋼矢板式工法による場合は大河川に於いては3m以 上、その他の河川に於いては3m程度以上とし安定計算によ り決定するものとする。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ：構造のなにより必要な幅が確保されているか。		
6. 平面形状 （堤防・假設堤防）	(1) 洪水の状況、流下能力等に応じて支障を及ぼさない形状 となっているか。 （取付角度は上流側30度、下流側45度を標準とする。）		
7. 取付位置 （堤防・假設堤防）	(1) 堤防開削天端（a-a'）より仮締切天端迄の長さ（B）は、既 設堤防天端市または、仮締切岸の天端市（A）のいずれか大き い方以上となっているか。		
8. 流下能力の 確保と周辺の河川 管理施設等への 影響 （堤防・假設堤防）	(1) 堤防開削を伴う場合 イ：出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保され ているか。 ロ：非出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で4.（ロイ）の洪水流量に対する流下 能力が確保されているか。		



項 目	検討項目・手法	直(%) 否(%)	＝諸内容・対策概要等
	(2) 堤防削削を伴わない場合 イ) 出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で一連の間の汎況流下能力が確保されているか。 ②出水期の水没に伴い周辺の河、管理施設等に被害を及ぼすことがないか。 ロ) 非出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で3、(2)イ)の洪水流量に対する流下能力が確保されているか。 ②出水期の水没に伴い周辺の河、管理施設等に被害を及ぼすことがないか。		
9. 河堤 仮締切設置時	(1) 川表側に設置する場合 仮締切前丁の河床及び仮締切取付部の下流概ねC＝2Aの長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等で補強されているか。 (2) 川裏側に設置する場合 堤防圧制部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等により補強されているか。		
10. 堤体の復旧 仮締切設置時	(1) 仮締切撤去後の堤体部は表土1m程度を表土により置き換え、十分に締固め復旧しているか。 (2) 必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧を行っているか。 (3) 水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施しているか。		
11. 工事用仮橋 全線仮橋設置 部等假橋設置 後撤去時 の注意	(1) 出水期中は撤去する計画となっているか。 (2) やむを得ず撤去できない場合で、かつ、迂回路のための仮橋に準ずる構造のものにできない場合は、河川内のごみ一部分のみの架設にとどめるとともに、出水によって流出しないよう措置するなど治水上の配慮を行っているか。 (3) 出水時に撤去しない場合、当該工事用仮橋の部分は無須間隔として治水への影響を検討しているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	→諸内容・対策要等
川沿地帯整備 の毎2箇年の取組 について	(4) 気候による治水への影響を検討しているか。 (5) 河川特性に合った経同長、桁下高となっているか。 (一般的には経同長8～8m、桁下高は過去5年間の 最高水位に余裕高を加えた高さ。)		
川沿地帯整備を 実施(計画)する 場合(計画)の取組 について	(6) 工事の進捗状況等の情報収集を実施し適切な指導を行う体制 となっているか。		
12. 近可路の ための仮橋 の新設(計画)と 旧設(計画)とを 併用する場合 について	(1) 径間又は、令第39条(1)動輦の(可視部の空間長の特例)第1項の 表の第2欄に掲げる値以上あるか。 但し、表の第3欄は、現況風景に対応させることが出来る、 既設許量と比、当該地点の現況現既高での許量とする。 (2) 仮橋が、令規則第29条(上接橋の特例)第1項第1号に規定する、エ 類橋となる場合 当該仮橋の幅員と既設の幅員等との間の法面と直角に測った 距離は、令第39条第1項の表の第3欄に掲げる値以上離すものとし かつ(1)を満たしているか。 (3) 仮橋が、令規則第29条(所接橋の特例)第1項第2号に規定する 近接橋となる場合 河川特性、現況並びに新橋の経同長を考慮し、経同長を定め ているか。 一 橋の改築に当たって既設橋を仮橋として利用する場合、新設橋 の橋脚は、これによって定めなければならない。なお「近橋 の特例」は、既設橋の改築又は撤去後5年以上に行われることが 予定されている場合は適用されない。 (4) 桁下高は、令第60条(論の桁下高)の規定に準じているか。		

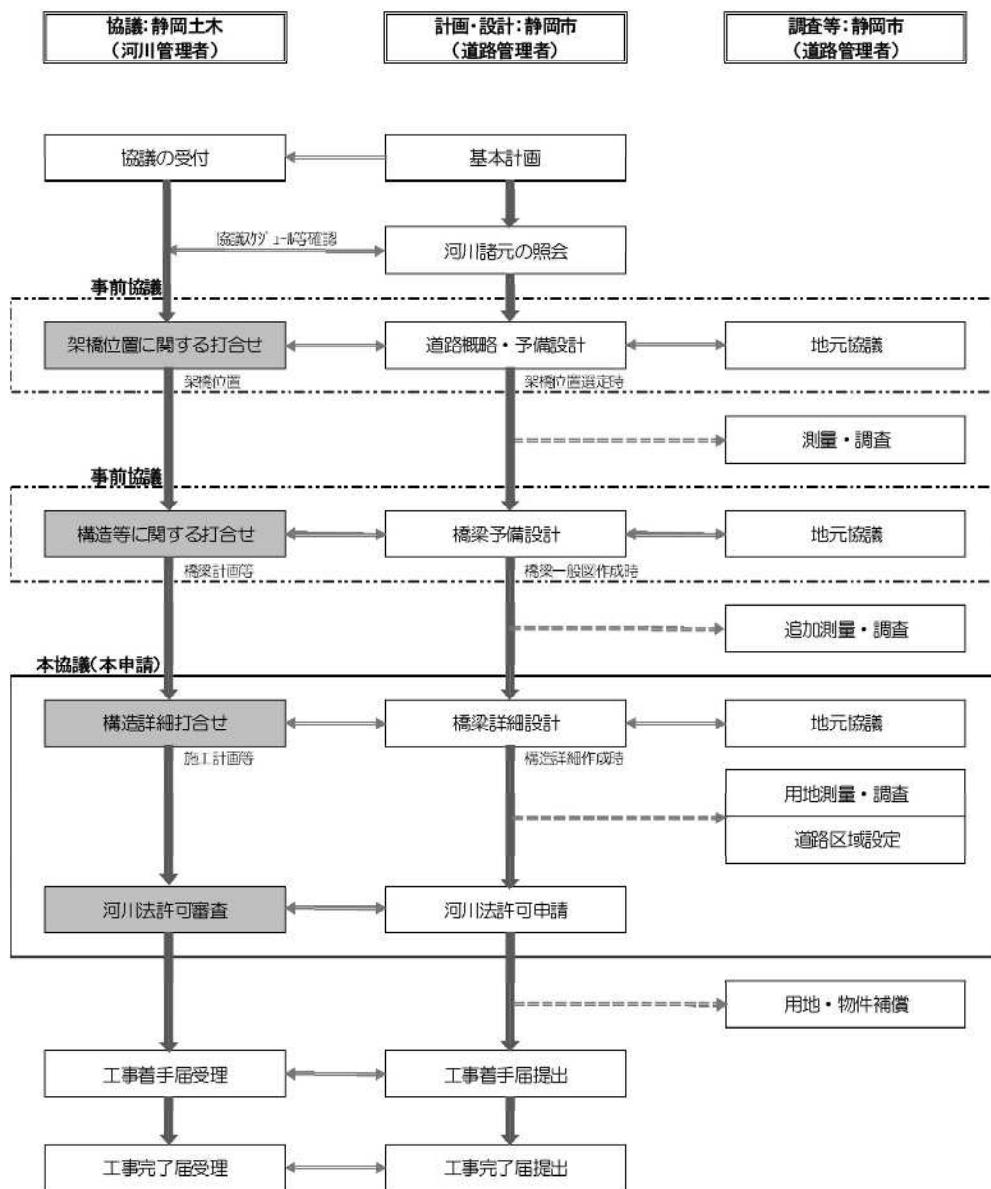


1.2 標準的な河川協議フロー

県管理河川における橋梁等の標準的な協議フロー（案）を示す。

協議フロー（案）は標準的な事例の場合であり、事業の進捗により協議フロー（案）に沿えない場合は、事業進捗と協議時期・協議内容について十分に河川管理者と協議を行うこと。

○県管理河川における橋梁等の標準的な協議フロー（案）



※1 打合せ毎に、協議内容・課題等を速やかに整理し、メール等により双方で内容の確認を行うこと。

※2 他の河川占用工作物（管渠、道路等）設置協議についても、上記フローに準拠する。

※3 上記フローは、あくまで標準的な協議フローを示すものであり、特殊な場合は別途協議方法等について確認すること。

図 1.2-1 県管理河川における橋梁等の協議フロー（案）

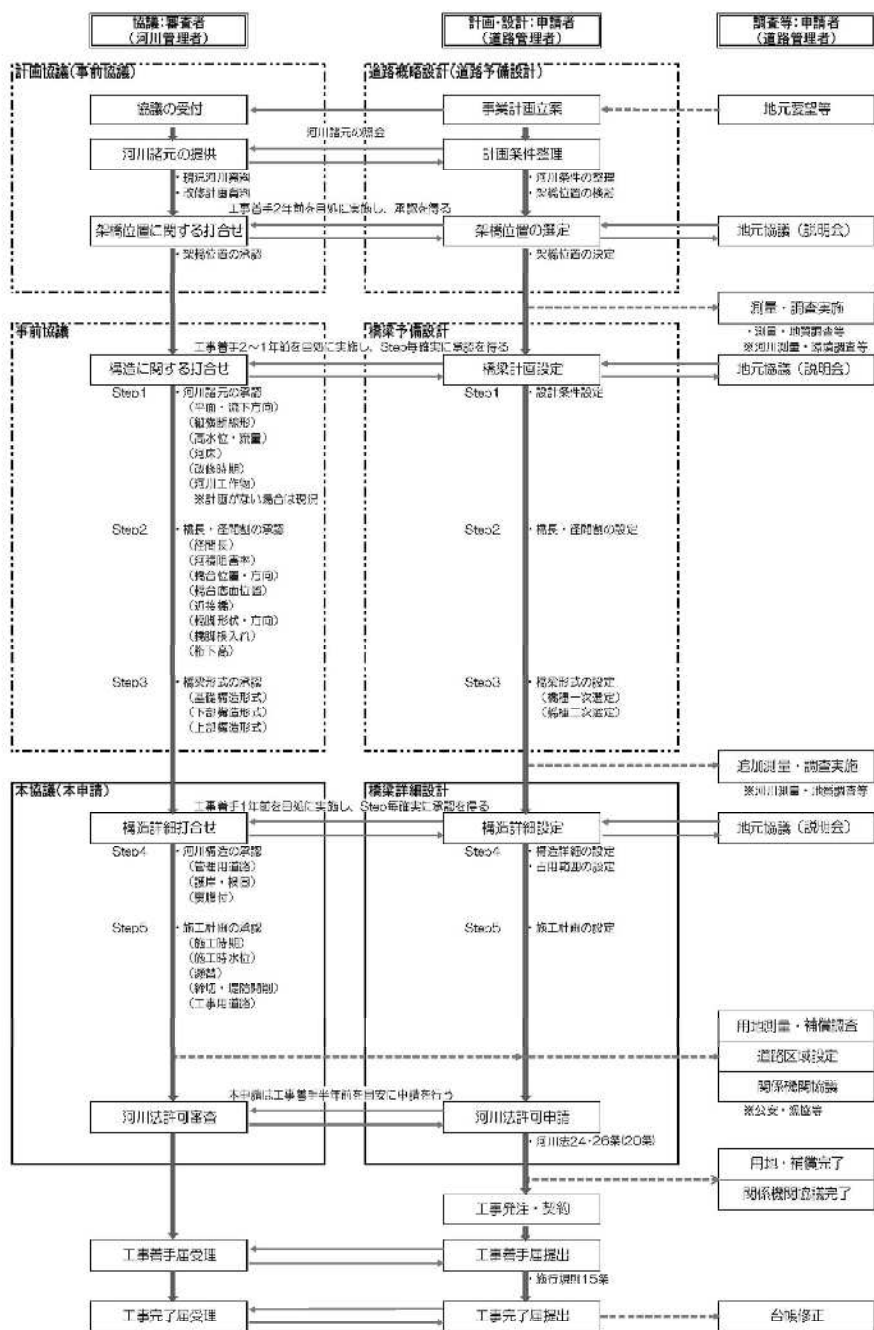


一般的な河川桥梁の協議における手順と協議内容について下記に示す。

特殊な条件や事業進捗により下記の手順に沿えない場合は、協議時期・協議内容について十分に河川管理者と協議することとする。

○一般的な河川桥梁の設置協議手順（案）

（参考資料）



※1 打合せ時に、協議内容・課題等を速やかに整理し、メール等により双方で内容の確認を行うこと。
※2 協議・打合せは、当事者間で行う協議であるため、コンサルタント任せにしないこと。（説明等は原則として申請者が行うこと。）

図 1.2-2 一般的な河川における橋梁等の協議フロー



平成 21 年 3 月 30 日

河川占用申請に関わる「事前協議」の考え方

静岡県静岡土木事務所
(河川占用等担当)

→「平成 21 年 3 月 30 日付け静土企第 45 号橋梁等の河川占用工作物に関する標準的な協議フロー(案)について」より

河川占用等申請に係る「事前協議」の考え方を以下のとおり整理する。

■ 河川占用申請・許可等に関わる事前協議

- ・ 事前協議書は河川法 20, 24, 26 条等の法的な申請（以下、「本申請」）ではなく、申請者（道路管理者）の設計等の手戻りを少なくするために、文書により行う任意の協議である。
- ・ 「事前協議」は、設計検討や用地買収など、事業の進展に必要な工作物等の構造形式・寸法を予め申し合わせるものであり、河川法に基づいた許可を与えるものではない。このため、協議箇所の工事実施が確実になった段階で本申請が提出され、それを受理・審査することが原則である。しかしながら、設計等に複数年要する場合や、予算等の理由により工事着手が数年先になる場合に限り、必要に応じて「事前協議書」による事務処理を行う。

■ 事前協議の対象（取り交わしが望ましい事案）

- ① 橋梁等の河川横断工作物等で、事業の着手から調査・設計並びに地元調整（用地買収）に複数年を要するもので、河川占用物等の築造時（工事実施時）には、事業がある程度進捗してしまうもの
- ② 道路線形等により用地補償（特に住家）に著しく影響が及ぶ等の理由により、事業実施の過程で、占用工作物等の検討に必要な設計・構造諸元を予め確定する必要があるもの
- ③ 上記以外に河川管理者並びに申請者双方の担当者が文書による協議が必要であると判断するもの

■ 事前協議を取り交わす時期

- ・ 道路区域の確定、用地買収やそれを対象とした地元事業説明会など、対外的に新築・改築する工作物の構造形式を公にするなどの理由により本申請に先立って、その内容を確定する必要があるとき（年度末等での業務委託契約工期などによる作業の区切には、「事前打ち合わせ」による調整・確認により対処する。）

■ 本申請の時期

- ・ 測量・設計・用地調査・地権者の意向等により事業実施の目途がつき、予算措置が確実となったとき（工事着手の目途がたったとき）
- ・ 仮締切工や瀬替工などで流水の阻害をする場合や堤防・護岸等の河川施設を一時的に撤去する場合においては、施工時期の直近過去 5 年間の出水状況を考慮するなど適切な仮設計画を立てる必要があることを考慮すること

■ その他

- ・ 「河川協議」と呼ばれる河川占用申請者を行う調整は、「協議」ではなく、あくまでも「事前打ち合わせ」であり、協議は、書面をもって行うものをいう。（協議・応諾）



平成 21 年 3 月 30 日

河川法に関わる許可申請（20 条、24 条、26 条）〔事務所許可案件〕許可事務

静岡県静岡土木事務所
(河川占用等担当)

河川占用申請・許可に関わる打ち合わせの留意事項

〔河川占用の“やむを得ない理由”〕

■ 河川占用許可申請では、占用しなければならない“やむを得ない”理由の明示が必要

● 河川占用等に関わる工作物設置許可の基本方針

法第 26 条の許可が申請者に権利を設定するものではなく、一般的な禁止を解除するものである（許可使用）ことから、河川法における許可工作物に対する姿勢はあくまでも禁止を原則として、第 2 条の河川管理の原則に従い支障がなければ禁止を解除することができるとしている。

＜許可の基本方針＞

工作物設置許可の基本方針としては当該工作物が次の各号に該当するものであつてかつ必要やむを得ないものに限り許可するものとしている。（「工作物設置許可基準」より）

- (イ) その機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合、又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合
- (ロ) 治水上又は利水上著しい支障を生じることなく、かつ他の工作物に影響を与えない場合
- (ハ) 河川の自由使用を妨げない場合
- (ニ) 河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合
- (ホ) 河川環境管理計画が定められている場合にあっては、これに定める事項と整合性を失しない場合

〔申請受理・許可事務の時期〕

■ 年度末の申請は、新年度になってからの申請を依頼する場合がある。

いわゆる“駆け込み申請”は受理できない場合がある。（1 月以降の新規打ち合わせ、3 月以降の占用申請、事前協議は原則、受理できない）

〔打ち合わせ記録簿の整理〕

■ 占用に関わる打ち合わせの後に、申請者から「打ち合わせ記録簿」の提示を依頼する。

- ・ 打ち合わせ後、1 週間以内に記録簿をデータにて提示するよう依頼（メール送信可）
- ・ 記録簿は、様式は特に定めないが、A4 サイズ 1～2 枚程度に要領よく整理して 河川管理者の指示事項や確認事項について、項目立てて記載し、まとめること。
- ・ 打ち合わせ時の申請者側の説明内容を具体的に記載することは不要。（どうしても記載しておきたい場合は別紙とすること）

静岡土木事務所側から記録簿の提出をお願いする意図は、占用許可申請を見据えて、課題（要検討項目）を申請者・許可権者の双方で共通理解を図ることと、次回の打ち合わせの際に、“宿題”としていた内容を明確にして、継続的に対処することを目的とするものである。

→平成 21 年 3 月
30 日付け静土企
第 45 号橋梁等の
河川占用工作物
に関する標準的
な協議フロー
(案)について



2. 負担金

2.1 河川事業との事業費負担金

2.1.1 事業費負担金の協定締結について

河川に架かる橋梁事業では、道路事業による橋梁架設および河川事業による橋梁架設ともに、道路管理者・河川管理者が相互に費用負担するケースが存在する。

費用負担は工事完成まで全て（委託・用地補償・工事）が対象となるため、早期に河川管理者との協議および協定書の締結を行うこと。協定書は「2.1-2 河川事業との費用負担協定書様式」を参考に、それぞれの事業に応じて作成すること。

費用負担の取扱いについては、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（平成6年7月18日付け建設省都市、河川、道路局関係課長室長通達）によるものとする。

上記通達における用語は以下のように定義されている。

「橋梁の新設」：撤去の対象となる橋梁のない場合の橋梁の新築

「橋梁の改築」：撤去の対象となる橋梁のある場合の橋梁の新築

又は既設橋梁の拡幅、継足、嵩上

「橋梁の質的改良」：木橋の永久橋化、設計荷重の増大、支間の拡大等

質的改良となる主なケースは下記のとおり。

① 荷重に関する質的改良

架替前 \ 架替後	A活荷重	B活荷重
	架替後	架替前
TL-14	×	○
TL-20		○※

○：質的改良にあたる

×：質的改良ではない

※：道路改築計画がない場合は×

② 径間長に関する質的改良

既設橋梁が基準径間長を満たしていない複数径間の橋梁

→国土交通省 道路局所管 補助事務提要第2章 第2節 他事業との費用負担等

→国土交通省 道路局所管 補助事務提要第2章 第2節 他事業との費用負担等「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」及び解説



2.1.2 河川事業との費用負担協定書様式

〇〇〇に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）は、〇級河川〇〇川〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）の施工に関し、次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

第1条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担）

第3条 工事の費用負担は次のとおりとする。

	甲負担	乙負担	合計
事業費	〇〇%	〇〇%	100%

（支払い方法）

第4条 乙は、第3条に規定する負担額について支払うものとする。

2 支払いの時期および方法は、別途甲乙協議するものとする。

（工事の変更及び工事費の清算）

第5条 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上処理する。

2 工事の費用については、工事竣工後、速やかに清算するものとする。

（完了報告）

第6条 甲は工事完了した時には、遅滞なく工事完了報告書を作成し、乙に送付するものとする。

（施設の帰属及び管理）

第7条 工事完了後の施設に関しては、河川管理施設は甲に、その他の施設は乙に帰属し、甲及び乙はそれぞれの施設を維持管理するものとし、乙は河川法第24条、第26条による占用手続きを行うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 第三者に及ぼした損害を賠償する場合には、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（協定の変更）

第10条 第5条第1項に基づき又はやむを得ない事由により、協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。



(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 ○○ ○○

(乙) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○



2.2 添架負担金

2.2.1 添架負担に関する根拠文

(1) 電気通信線路について

添架負担に関する根拠文としては、下記の文書を適用する。また、参照文書として下表の文書があるので、これらも参照する。

- 「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」

平成 11 年 7 月 1 日付け 建設省道政発第 48 号、都街発第 47 号 建設省道路局長、都市局長

参照文書

文書名	文書番号等
「橋の新設又は改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書」	昭和 39 年 3 月 25 日付け 建設省道政発第 97 号、都発第 28 号 建設省道路局長、都市局長
「日本電信電話公社の解散に伴う措置について」	昭和 60 年 4 月 22 日付け 建設省道政発第 40 号、都街発第 12 号 建設省道路局長、都市局長
「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」	昭和 60 年 5 月 20 日付け 建設省道政発第 41 号、都街発第 15 号 建設省道路局長、都市局長
「日本電信電話株式会社の行う事業のための道路の占用の取扱いについて」	昭和 60 年 5 月 20 日付け 建設省道政発第 42 号 建設省道路局路政課長

(2) 電気通信線路以外の添架物件について

上記の文書を準用する。

2.2.2 添架負担の考え方

橋の新設又は改築に際し、占用物件を添架することにより荷重の増加をきたし、当該橋梁に影響を与え、主構造の変更が必要となる場合には、増加する工事費について原因者である占用者の負担を求める。

主構造の変更が必要となるかは占用物件の有無による比較設計により判断すべきであるが、事務量が膨大となるため、上記覚書を適用、準用する。

2.2.3 添架負担の対象

RC 床版橋を除く新設橋梁、架替橋梁、従前の橋の主構造から独立した拡幅橋梁を対象とする。

上部工については添架総重量が 50kg/m をこえる場合、主構造の変更が必要とみなし、負担金を求める。添架総重量が 50kg/m 以下の場合は、橋の構造に影響を与えないものとみなし、対象外とする。

下部構造については、通常の添架物件の荷重では下部構造に与える影響が極めて少ないと認められることから、対象外とする。



2.2.4 占用者との調整

電信・電力・ガス・上下水道など、占用物件の添架については、計画段階において当該管理者と十分に調整を行わなければならない。

占用物件の添架物重量の合計（添架物本体＋支持材等の総重量。添架物件が2件以上ある場合は全ての合計重量）が50kg/mを超える場合は、占用者それぞれに上部工費に対して重量割合に応じた添架負担金が生じるので注意すること。

2.2.5 添架負担金の受入れまでの流れ

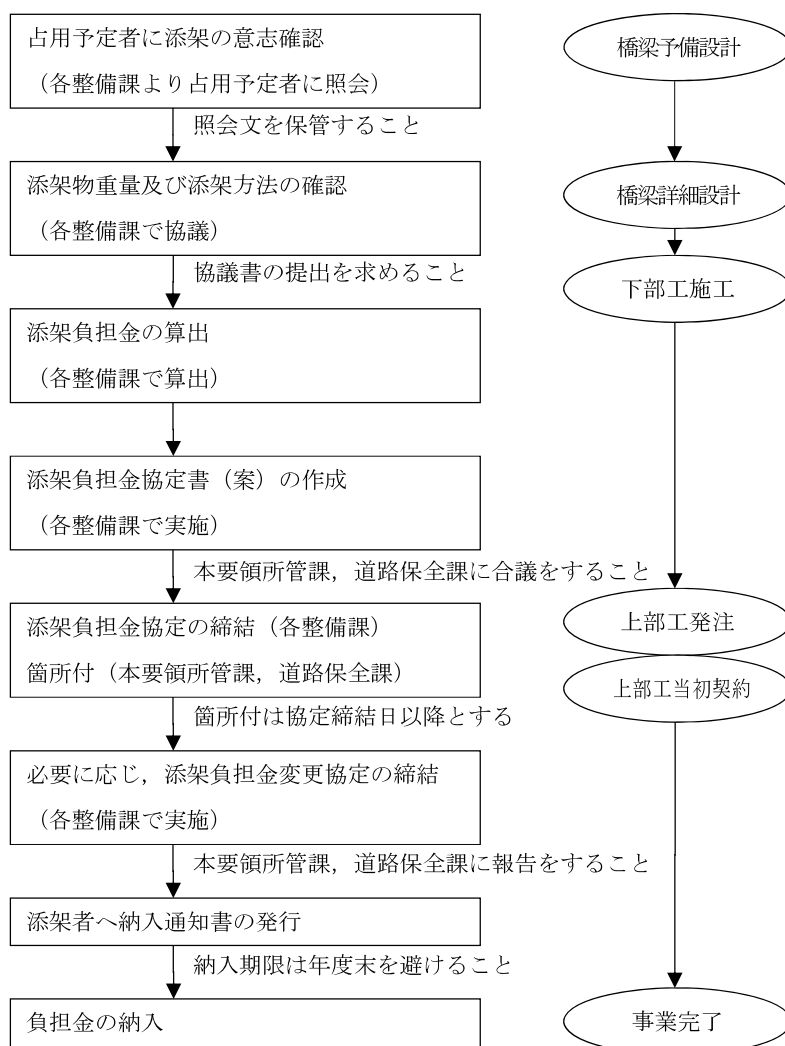


図 2.2-1 添架負担金の受入れまでの流れ



2.2.6 協定の締結時期について

協定の締結は、上部工発注前を原則とする。協定締結の際には、設計金額等の取扱いに充分留意すること。

2.2.7 多年度に渡る協定について

協定が多年度に渡る場合の負担金の徴収については、工事進捗（予定）に応じた年割にて徴収することを原則とし、添架者と協議の上協定を締結すること。

ゼロ債務発注等、結果として、徴収が生じない年度が存在する場合もあるが、上記協定の締結時期の原則を守ること。

2.2.8 協定の変更について

協定の変更については、内容や必要性等について各添架者と十分協議の上、実施すること。変更の時期としては、当初契約時、最終精算額確定時などが考えられる。

協定が多年度に渡る場合には、徴収金額の年割を随時変更する必要はなく、最終年度の受入額による調整でよいこととする。ただし、低入札などにより負担金額の変動が大きい場合には、変動が生じた時点で変更するものとする。

2.2.9 添架負担金対象額

- (1) 上部構造の主構等、力学的に添架荷重に関連するものの工事費

＝上部構造の工事費－床版（非合成の場合）、舗装、高欄、照明、排水管等に要する工事費

〔上部構造の主構等＝上部工の応力計算の対象になるもの
工事費＝製作・運搬・架設・塗装を含めた仕上がりまで

- (2) 添架負担金の算出方法

添架負担金＝直接費＋間接費

直接費：本工事に係わるもの

間接費：上記以外で設計費及び監督費等を含む

- ① 直接費の算出

添架負担金対象額を重量で按分して算出（千円未満切捨て）

$$\text{直接費} = A \times \frac{WO'}{WD + WL + WO}$$

A : 添架負担金対象額

WO' : 添架物重量（添架物本体、支持材、取付材）

WO : 全添架物重量

WD : 死荷重（主構造、床版、高欄、舗装、橋梁付属物等）

WL : 活荷重（L荷重またはT荷重、群集荷重）



② 間接費の算出

間接費＝直接費×10%以内（千円未満切捨て）

③ 添架負担金の請求額

添架負担金×契約額／設計額

2.2.10 注意事項

添架負担金は、添架物件の荷重により増加する工事費について負担を求めるものである。したがって、占用物件を取り付けるための支持材等の材料手配や取り付けの占用工事は占用者自身が行うものである。

照会様式

第 号
平成 年 月 日

関係各位

静岡市長 ○○ ○○
(建設局 課)

一般国道××号○○橋改築工事に伴う添架物の調査について（照会）

一般国道××号○○橋改築工事に伴い、貴社における添架希望の有無及び添架物の規模等の回答をお願いいたします。

記

- 1) 添架希望の有無
- 2) 添架希望をされる場合
 - ①添架物の種類
 - ②形状（寸法）
 - ③材質
 - ④総重量，1 m当たり重量
 - ⑤添架方法，添架位置

→文章は趣旨，理由
などを付け加え，適
宜，変更すること



一般国道××号〇〇橋電力供給線路添架に伴う工事費負担に関する協定書

一般国道××号〇〇橋改築工事（以下「工事」という。）における電力供給線路（以下「線路」という。）の添架に伴う工事費の負担について、静岡市（以下「甲」という。）と△△電力株式会社（以下「乙」という。）との間に、平成11年7月1日付け「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」を準用して次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

第1条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担および支払方法）

第3条 乙の負担金は、別紙負担金算定調書により〇〇〇円とし、乙は甲の発行する納入通知書により平成〇年〇月〇日までに甲に支払うものとする。

2 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上、負担金額を変更するものとする。

（協定の変更）

第4条 第3条第2項に基づき又は、やむを得ない事由により協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（損害の負担）

第5条 天災その他不可抗力により発生した事故及び工事補償費等の損害負担額については、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（道路占用および河川占用）

第6条 線路の道路占用及び河川占用については、乙は別途関係する道路管理者及び河川管理者に申請するものとし、占用工事は乙が乙の負担で施工するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び、この協定について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○

（乙） ○〇市〇区〇〇町〇番〇号
△△電力株式会社
〇〇支店長 □□ □□



一般国道××号〇〇橋下水管路添架に伴う工事費負担に関する協定書

一般国道××号〇〇橋改築工事（以下「工事」という。）における下水管路（以下「管路」という。）の添架に伴う工事費の負担について、静岡市長（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局公営企業管理者（以下「乙」という。）との間に、平成 11 年 7 月 1 日付け「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」を準用して次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第 2 条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担および支払方法）

第 3 条 乙の負担金は、別紙負担金算定調書により 8,222,000 円とし、乙は年度毎に定められた金額を甲がそれぞれ発行する納入通知書により当該年度末までに甲に支払うものとする。

2 前項の負担金の支払見込み年度及びその金額は次のとおりとする。

区分	平成〇年度	平成△年度	合計
負担金	400,000 円	7,822,000 円	8,222,000 円

3 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上、負担金額を変更するものとする。

（協定の変更）

第 4 条 第 3 条第 3 項に基づき又は、やむを得ない事由により協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（損害の負担）

第 5 条 天災その他不可抗力により発生した事故及び工事補償費等の損害負担額については、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（道路占用および河川占用）

第 6 条 管路の道路占用及び河川占用については、乙は別途関係する道路管理者及び河川管理者に申請するものとし、占用工事は乙が乙の負担で施工するものとする。

（協定の有効期限）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項及び、この協定について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 ○○ ○○

（乙） 静岡市清水区旭町 6 番 8 号
静岡市上下水道局
公営企業管理者 ○○ ○○



変 更 協 定 書

静岡市長（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局公営企業管理者（以下「乙」という。）とは、平成○年○月○日付けで締結した「一般国道××号○○橋下水管路添架に伴う工事費負担に関する協定書」（以下「協定書」という。）を次のとおり変更する。

記

- 1 第3条第1項の乙の負担金は、「8,222,000円」を「8,000,000円」に変更する。
- 2 第3条第2項の「負担金の支払見込年度及びその金額」を「負担金の支払年度およびその金額」に変更する。
- 3 第3条第2項の表

区 分	平成○年度	平成△年度	合 計
負担金	400,000円	7,822,000円	8,222,000円

を下記の表に変更する。

区 分	平成○年度	平成△年度	合 計
負担金	400,000円	7,600,000円	8,000,000円

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○

（乙） 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市上下水道局
公営企業管理者 ○○ ○○



(鋼橋)

添架負担金算定調書

1	橋 長				50,000 m
2	幅員	7.0m (車道 (路肩含む)) + 7.0m (歩道)	=		14,000 m
3	死荷重	銅重		=	1,268,776 kN
		床版	24.5 kN/m ³ × 188.17 m ³	=	4,610,165 kN
		地覆	24.5 kN/m ³ × 23.51 m ³	=	575,995 kN
		高欄	0.6 kN/m × 99.2 m	=	59,520 kN
		舗装 (車道)	22.5 kN/m ³ × 347.20 m ² × 0.0800 m	=	624,960 kN
		舗装 (歩道)	22.5 kN/m ³ × 297.60 m ² × 0.0800 m	=	535,680 kN
		小計: ΣWd		=	7,675,096 kN
4	活荷重	等分布荷重 P 1	{10kN/m ² × 5.5m + 5kN/m ² × (7.0m - 5.5m)} × 10m	=	625,000 kN
		等分布荷重 P 2	{3.5kN/m ² × 5.5m + 1.75kN/m ² × (7.0m - 5.5m)} × 50.0m	=	1,093,750 kN
		群集荷重	3.5kN/m ² × 7.0m × 50.0m	=	1,225,000 kN
		小計: ΣWl		=	2,943,750 kN
5	上部工荷重計	ΣW = ΣWd + ΣWl =	7,675,096 + 2,943,750	=	10,618,846 kN
		1mあたり	10,618,846 / 50,000	=	212,377 kN/m
6	添架荷重	× × 電力柵	0.098 kN/m		
		上水道	0.392 kN/m		
		下水道	1.176 kN/m		
		合計	1.666 kN/m		
7	対象額	¥89,219,000 -			
8	負担金				
	直接費				
		× × 電力柵	0.098 kN/m / (212,377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		41 千円
		上水道	0.392 kN/m / (212,377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		163 千円
		下水道	1.176 kN/m / (212,377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		490 千円
	間接費 (10%)				
		× × 電力柵	41 千円 × (10%以内)		4 千円
		上水道	163 千円 × (10%以内)		16 千円
		下水道	490 千円 × (10%以内)		49 千円
	負担金計				
		× × 電力柵			45 千円
		上水道			179 千円
		下水道			539 千円
	計				763 千円

→P1 について

A 活荷重の場合は載荷長 10m を 6m とすること。また橋長が 10m 未満 (A 活荷重では 6m 未満) の場合では、10m を橋長とすること

→P2 について

支間長が 80m をこえる場合では、道示 I 表-2.2.3 から荷重を算出すること



VIII. 参考資料 2.負担金 2.2 添架負担金

(鋼橋)

(国) × × 号 ○○橋 添架負担金対象額算定表 (鋼橋)

工種	種別	数量	単位	単価	金額	備考
工場製作工	鋼桁製作工	1	式		44,716,081	= a=g
製作工		1	式		24,085,860	= b
材料費		1	式		12,714,045	= c
工場塗装工		1	式		761,176	= d
純工事費計		1	式		37,561,081	= b+c+d=e
工場管理費		1	式		7,155,000	= (e-c)*0.288=f<千円丸め>
工場製作原価計		1	式		44,716,081	= e+f=g
工場製品輸送工	桁輸送工	1	式		933,586	= h
鋼橋架設工	地組工・A'J設備工・桁架設工・本締め工	1	式		6,854,192	= i
鋼橋現場塗装工	現場塗装工	1	式		11,325	= j
鋼橋支承工	沓据付工	1	式		13,338,780	= k
直接工事費計					21,137,883	= h+i+j+k=L
	共通仮設費	1	式		3,016,000	= L*m=n<千円丸め>
	運搬費、安全費	1	式		3,489,400	= o
共通仮設費計					6,505,400	= n+o=p
純工事費計					27,643,283	= L+p=q
	現場管理費	1	式		5,871,000	= q*r=s
架設工事原価計					33,514,283	= q+s=t
工事原価計					78,230,364	= g+t=u
	一般管理費	1	式		8,472,000	= u*v=w<千円丸め>
工事価格計					86,702,000	= u+w=x<千円丸め>
	消費税相当額	1	式		4,335,100	= x*0.05=y
請負工事費					91,037,100	= x+y

共通仮設費率

0.1427 = m

3,016,376 376円切り

現場管理費率

0.2124 = r

5,871,433 433円切り

一般管理費率

0.1083 = v

8,472,348 348円切り

86,702,364 364円切り

対象金額の算出

全体設計額 (当初) 142,851,450

全体契約額 (当初) 140,000,000

 $91,037,100 \times 140,000,000 / 142,851,450 = 89,219,913$

添架負担金対象金額 89,219,000 円 <千円丸め> 913円切り

注) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、
全体工事費に対する率を乗じて、算出した。



(PC 橋)

添架負担金算定調書

1	橋 長				42.200 m								
2	幅員	14.0m (車道 (路肩含む)) + 9.0m (歩道) + 4.0m (中央分離帯)	=		27.000 m								
3	死荷重	主桁	24.5 k N/m ³ × 619.0 m ³	=	15,165.500 kN								
		横組	24.5 k N/m ³ × 161.8 m ³	=	3,964.100 kN								
		張出床版	24.5 k N/m ³ × 7.6 m ³	=	186.200 kN								
		地覆	24.5 k N/m ³ × 15.0 m ³	=	367.500 kN								
		歩車道境界	24.5 k N/m ³ × 16.4 m ³	=	401.800 kN								
		中央分離帯	24.5 k N/m ³ × 66.5 m ³	=	1,629.250 kN								
		調整コンクリート	23.0 k N/m ³ × 149.8 m ³	=	3,445.400 kN								
		高欄	0.6 k N/m × 88.0 m	=	52.800 kN								
		舗装 (車道)	22.5 k N/m ³ × 619.9 m ² × 0.0800 m	=	1,115.820 kN								
		舗装 (歩道)	22.5 k N/m ³ × 330.4 m ² × 0.0600 m	=	446.040 kN								
			小計：ΣW _d	=	26,774.410 kN								
4	活荷重	等分布荷重 P 1	{10kN/m ² × 5.5m + 5kN/m ² × (14.0m - 5.5m)} × 10m	=	975.000 kN								
		等分布荷重 P 2	{3.5kN/m ² × 5.5m + 1.75kN/m ² × (14.0m - 5.5m)} × 42.2m	=	1,440.075 kN								
		群集荷重	3.5kN/m ² × 9.0m × 42.2m	=	1,329.300 kN								
			小計：ΣW _l	=	3,744.375 kN								
5	上部工荷重計	ΣW = ΣW _d + ΣW _l =	26,774.410 + 3,744.375	=	30,518.785 kN								
		1mあたり	30,518.785 / 42.200	=	723.194 kN/m								
6	添架荷重	<table><tr><td>上水道</td><td>3.105 kN/m</td></tr><tr><td>〇〇ガス(株)</td><td>0.827 kN/m</td></tr><tr><td></td><td>kN/m</td></tr><tr><td>合計</td><td>3.932 kN/m</td></tr></table>				上水道	3.105 kN/m	〇〇ガス(株)	0.827 kN/m		kN/m	合計	3.932 kN/m
上水道	3.105 kN/m												
〇〇ガス(株)	0.827 kN/m												
	kN/m												
合計	3.932 kN/m												
7	対象額	¥260,545,000 -											
8	負担金												
	直接費												
	上水道	3.105 k N/m / (723.194 k N/m + 3.932 k N/m) × 260,545千円			1,112 千円								
	〇〇ガス(株)	0.827 k N/m / (723.194 k N/m + 3.932 k N/m) × 260,545千円			296 千円								
	間接費(10%)												
	上水道	1,112 千円 × (10%以内)			111 千円								
	〇〇ガス(株)	296 千円 × (10%以内)			29 千円								
	負担金計												
	上水道				1,223 千円								
	〇〇ガス(株)				325 千円								
	計				1,548 千円								

→P1 について

A 活荷重の場合は
荷長 10m を 6m と
すること。また橋長が
10m 未満 (A 活荷重
では 6m 未満) の場
合では、10m を橋長
とすること

→P2 について

支間長が 80m をこ
える場合では、道示
I 表-2.2.3 から荷重
を算出すること



(PC 橋)

(国) × × 号 △△橋 添架負担金対象額算定表

工種	種別	数量	単位	単価	金額	備考
工場製作工	コンクリート主桁工場製作工	1	式		67,757,300	= a
コンクリート主桁製作工	プレキャストコンクリート工	1	式		21,174,000	= b
コンクリート架設工	主桁架設・架設機械据付・解体	1	式		14,412,340	= c
横組・支保工	緊張工・支保据付工	1	式		74,703,625	= d
直接工事費計					178,047,265	= a+b+c+d=e
	共通仮設費	1	式		12,881,000	= (e-a)*f=g<千円丸め>
	運搬費	1	式		7,143,700	= h
共通仮設費計					20,024,700	= g+h=i
純工事費計					198,071,965	= e+i=j
	現場管理費	1	式		31,830,000	= j*k=l
架設工事原価計					162,144,665	= j+L-a=m
工事原価計					229,901,965	= a+m=n
	一般管理費	1	式		22,806,000	= n*o=p<千円丸め>
工事価格計					252,707,000	= o+p=q<千円丸め>
	消費税相当額	1	式		12,635,350	= q*0.05=r
請負工事費					265,342,350	= q+r

共通仮設費率

0.1168 = f

12,881,868 868円切り

現場管理費率

0.1607 = k

31,830,165 165円切り

一般管理費率

0.0992 = o

22,806,275 275円切り

252,707,965 965円切り

対象金額の算出

全体設計額(実施) 320,799,150

全体契約額(実施) 315,000,000

$$265,342,350 \times 315,000,000 / 320,799,150 = 260,545,703$$

添架負担金対象金額 260,545,000 円 <千円丸め> 703円切り

注) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、
全体工事費に対する率を乗じて、算出した。

(国) × × 号 ○○橋 添架負担協定相手先一覧表

添架物	協定者			本年度 負担金額 (千円)	次年度 負担金額 (千円)	負担金額 合計 (千円)	協定締結事務担当者				協定書送付先(郵便番号も)
	協定者住所・団体名	職名	氏名				所属	職名	氏名	電話番号 FAX番号	
電気	〒420-8602 〇×市△町〇番△号 ××電力㈱〇〇支社	支社長	静岡 花子	40	45	85	××電力㈱〇〇課	副主任	佐藤 三郎	054-221-1485 054-221-1130	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
上水	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市上下水道局	公営企業 管理者	静岡 太郎	100	178	278	静岡市上下水道局 水道部水道建設課	係長	山田 一郎	0543-54-2720 0543-51-0472	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
下水	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市上下水道局	公営企業 管理者	静岡 太郎	500	538	1,038	静岡市上下水道局 下水道部下水道建設課	主査	鈴木 二郎	0543-54-2810 0543-54-5966	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
			計	640	763	1,403					

※協定書上の協定者住所については、協定締結事務担当者住所(協定書送付先)と異なる場合があるため留意すること

※協定が多年度にまたがる場合には、支払の年割額を記載すること



3. 高架下利用計画

3.1 高架下利用の考え方

高架道路の路面下（以下、「高架下」とする）の道路空間については、直接通行の用に供しない利用可能な土地である一方、高架道路が支柱によって支えられた特殊な構造であることから、高架下の占用にあたっては、やむを得ない場合を除き道路管理上の観点から抑制の方針をとってきた。その結果、高架下の道路空間は、進入防止柵などで囲まれた殺風景な空間として存在している。交通処理の効率化だけでなく、地域分断の解消を目指して高架化を実施した区間でも、一部の箇所では、結果として、地域を分断する要因となっている。

近年では、まちづくり等の観点から高架下も含めた賑わいの創出等が必要とされるケースも生じてきており、平成 17 年 9 月 9 日付け国土交通省道路局長通達により、高架下占用基準が改正され、これにより従来の一律に抑制されていた高架下の占用許可が一定の要件のもと緩和された。さらに、道路予定区域の暫定利用も含めた一層の有効活用を推進する通達（平成 21 年 1 月 26 日付け国土交通省道路局長通達）が発出されたことにより、都市における賑わいの創出等のため、高架下及び道路予定区域（以下、「高架下等」とする）のさらなる有効活用が可能となった。

3.2 高架下等利用計画の策定にあたっての基本事項

- (1) 高架下等利用計画の策定に当たっては、関係する庁内関係部局・他の道路管理者で構成する静岡市高架下等利用計画検討会（以下、検討会）を開催し、関係者の意見聴取を行うとともに、合意形成を図る。なお、検討会には、高架下等の利用の方向性などを考慮し、住民代表や学識経験者、及び関係する民間団体等の参画を必要に応じて要請する。
- (2) 高架下等利用計画においては、高架下等の利用用途のほか、占用の場所、構造、期間、占用主体等に関する事項を定める。
- (3) 高架下等利用計画は、占用の実態、道路交通の状況、周辺の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じ、その変更又は見直しを行う。



3.3 高架下等利用計画の策定にあたっての留意事項

- (1) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり、賑わい創出等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図るため、道路占用が見込まれる高架下等の道路空間のうち、次に掲げる場所については、高架下等利用計画を策定すること。
 - ① 有効活用できる土地の規模が長大であるなどにより、計画的に土地の利用を図ることが必要と認められる場所
 - ② 市街地が形成されている地域など、周辺の生活環境、景観等に対する影響が大きいと認められる場所
 - ③ その他適正かつ合理的な土地の利用を図ることが特に必要と認められる場所
- (2) 周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所、まちづくり、賑わい創出等の観点からの土地の有効活用が見込まれない場所等にあつては、高架下等利用計画を策定する必要はない。
- (3) 高架下等利用計画の策定に当たっては、まちづくり、賑わい創出等の観点のほか、公共性、公益性等の観点を十分考慮すること。
- (4) 高架下等利用計画は、関係機関の合意により、当該地域における道路占用に関する取扱いが定められているときは、これに適合するものであること。
- (5) 検討会については、公平性、中立性に配慮した構成とするとともに、弾力的な運用に努めること。(例；違法駐車が課題とされる地域にあつては駐車対策担当部署を、賑わいの創出が求められる地域にあつてはまちづくり担当部署を加える)。
- (6) 高架下等利用計画は、路線、地域、道路の管理区分等に応じて適切な単位で策定すること。長大な土地については、適切に区分して利用用途を検討すること。
- (7) 高架下等利用計画の変更又は見直しを行おうとする場合には、再度、検討会の意見を聴くこと。
- (8) 高架下等利用計画には、工事後における管理のあり方を計画に盛り込み、整備後における適切な維持管理が行えるようにすること。

次頁に静岡市高架下占用許可基準および占用者が行う高架下点検要領を示す。



26 静建土土管第 413 号
平成 26 年 5 月 1 日

関係各課長 様

土木管理課長

静岡市高架下占用許可基準の制定について(通知)

標記の件について、静岡市建設局が管理する高架下等の占用物件の許可基準を制定したので、国土交通省道路局長通知(平成 21 年 1 月 26 日付国道利第 17 号及び平成 21 年 1 月 26 日付国道利第 19 号)とともに通知します。

土木管理課 占用係
054-221-1442
内線 81-3416



平成26年4月30日

静岡市高架下占用許可基準

【通則】

- 1 この基準は、静岡市建設局が管理する以下に掲げる道路区域内の土地（以下「高架下等」という。）の占用許可の基準について定める。
 - 1-1 高架の道路の路面下の道路のない区域の地上（以下「高架下」という。）
 - 1-2 道路法第91条第2項に規定する道路予定区域（以下単に「道路予定区域」という。）
 - 1-3 1-1及び1-2に掲げるもののほか、車両又は歩行者の通行の用に供しない道路区域内の土地。（以下「道路区域等」という。）
- 2 高架下等の占用許可にあたっては、道路法及び道路法施行令、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達）及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱について」（平成21年1月26日国道利第19号国土交通省道路局路政課長通達）（以下「通達」という。）及びこの基準により、適正に行うものとする。

【占用許可の原則】

- 1 高架下等の占用は、道路管理者が「高架下等利用計画」を策定した場合には、これに沿って許可を取り扱うものとする。ただし、高架下等利用計画の策定を要しない高架下等については、個別に許可できるものとする。
- 2 高架下等の占用の許可にあたっては、公共的ないし公益的な利用を優先する。

【高架下の占用許可基準】

- 1 高架下等利用計画との適合
高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- 2 占用の場所、占用物件の構造等
占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
 - （ア）都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。
 - （イ）原則として、市街地にあつては最低約30mごと、その他の地域にあつては約50mごとに横断場所を確保しておくこと。
 - （ウ）周囲の道路の交通に支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となつて立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に支障が生ずるものでないこと。
 - （エ）占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - （オ）天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合



においては、あらかじめ消防当局と十分協議をすること。

- (カ) 天井は、原則として高架の道路の桁下から1 5 m以上空けること。
- (キ) 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1 5 m以上空けること。
- (ク) 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
- (ケ) 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- (コ) 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (サ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- (シ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。
 - ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

3 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して、道路法施行令第9条の占用期間の基準を適用するものとする。

4 占用の主体

高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理することができる者と認められる者であること。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

- (ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
- (イ) 高架の道路からの落下物の有無の点検
- (ウ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
- (エ) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
- (オ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

【占用許可の条件】

- 1 占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。
 - (ア) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
 - (イ) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
 - (ウ) 当該占用区域内の清掃、除草その他の管理を行うこと。
 - (エ) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されること



- のないよう適切な措置を講じること。
- 2 占用主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
- (ア) 占有者は、点検要領に従い点検等の結果について定期的に報告すること。
- (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
- ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占用区域の道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (オ) 点検要領は別途揭示。
- 3 留意事項
- (1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。
- (2) 占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、静岡市道路占用料条例別表中「政令第7条第8号及び第9号に掲げる施設」の項を適用する。

【道路予定区域及び道路区域等の占用許可基準】

- 1 高架下等利用計画との適合
- 占用の目的、占用の形態等が高架下等利用計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- 2 占用の場所、占用物件の構造等
- 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
- (ア) 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。
- (イ) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。
- (ウ) 道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障



- とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。
- (エ) 高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- (オ) 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (カ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- (キ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。
- ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。
- 3 占用の期間
- 占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して、道路法施行令第9条の占用期間の基準を適用するものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定することができるものとする。
- 4 占用主体
- 道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

【道路予定区域及び道路区域等の占用許可の条件】

- 占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。
- (1) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに対応するとともに、その費用について負担すること。
 - (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
 - (3) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草その他の管理を行うこと。
 - (4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。
 - (5) 占有権を譲渡、貸借又は担保にしてはならない。

3 留意事項

- (1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の変更ができるものとする。
- (2) 道路予定区域に占用する駐車施設、広場、公園等については、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うものとする。また、仮設店舗、仮設展示場等については同項第6号の「その他これらに類する施設」として取り扱うものとする。
- (3) 占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積



とし、静岡市道路占用料条例別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。

【その他】

- 1 高架下とそれに接続する道路予定区域及び道路区域等について、当該道路予定区域及び道路区域等が狭隘であるなどの理由により一体的に許可することが合理的である場合においては、これらをまたがって占用する施設を一つの物件として占用することができる。



平成 26 年 4 月 30 日

占有者が行う高架下点検要領

1 はじめに

この要領は、道路高架下等を占有するものが実施する高架下点検の基本的事項をとりまとめたものです。点検の実施のあたっては、占有箇所の現場状況や点検環境等を勘案し、静岡市長（以下「道路管理者」という。）との協議結果を踏まえて実施してください。

2 点検等の内容

(1) 点検項目

点検対象施設	点検項目
橋梁	ひび割れ、変形、腐食、ボルト脱落、落書き、貼紙等
排水施設	欠損、ひび割れ、土砂堆積等
防護柵	破損、支柱の傾き等
地上面	段差、ひび割れ、不法投棄、落下物、不法占用等
その他	占有者と道路管理者が協議して定めた事項

(2) 点検時期

ア) 日常点検

日常点検は、1ヶ月に1回点検してください。

イ) 特別点検

以下の場合は、道路管理者に連絡のうえ特別点検を実施してください。

- ・地震、台風、集中豪雨が発生した場合
- ・交通事故が発生した場合
- ・異常等を発見した場合
- ・道路管理者が点検を指示した場合

※災害時等の点検は、安全に点検が実施できるようになってから行って下さい。

(3) 点検方法

目視によって異常の有無を確認してください。

(4) 清掃・除草

必要に応じ占有場所等の清掃・除草を行ってください。

(5) 点検等の記録・保存

点検結果を記録し、道路管理者から提出を求められた場合は、遅滞なく提出できるように整理しておいてください。異常が発見された場合は、写真に記録してください。



(6) 点検等の報告

① 定期報告

別紙に示す、高架下占用点検結果報告書及び点検記録（日常・特別）を利用し、点検結果をとりまとめ6ヶ月に1回道路管理者に提出してください。

② 緊急報告

重大な異常等を発見した場合は、直ちに道路管理者に報告してください。



高架下占用点検結果報告書

【平成 年 度：第 回】

平成 年 月 日

静岡市長 様

占 用 者

静

次のとおり点検結果を報告します。

点検期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月
占用口の又は物件	
占用の場所	
占用期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 日

※提出先：静岡市役所 建設局土木部土木管理課（占用係）

〒420-8602 静岡市駿河区追分町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎6階

TEL:054-221-1442 FAX:054-254-2480



点検記録（日常・特別）

占用場所	
点検日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 天候
点検者	

○点検

点検箇所	点検内容	点検結果
橋梁	ひび割れしている所がありますか	有 ・ 無
	変形している所がありますか	有 ・ 無
	鋼材にさびが出ている所がありますか	有 ・ 無
	ボルトがなくなっている所がありますか	有 ・ 無
	落書きがしてある所がありますか	有 ・ 無
	貼紙がしてある所がありますか	有 ・ 無
排水施設	排水設備が破損している所がありますか	有 ・ 無
	排水設備にひびが入っている所がありますか	有 ・ 無
	排水施設に土砂が溜まっている所がありますか	有 ・ 無
防護柵	防護柵が破れている所がありますか	有 ・ 無
	防護柵の支柱が傾いている所がありますか	有 ・ 無
	出入口の鍵が壊れている所がありますか	有 ・ 無
地上面	地面に段差がある所がありますか	有 ・ 無
	地面にひびが入っている所がありますか	有 ・ 無
	不法に投棄されたものがありますか	有 ・ 無
	道路から落下したものがありますか	有 ・ 無
	不法に占用しているものがありますか	有 ・ 無
その他		有 ・ 無

※高架下から見える範囲で点検してください。

※点検の結果、異常があつた時は該当箇所の写真を添えて報告してください。

○清掃

実 施 日	場 所
平成 年 月 日（ ）	
平成 年 月 日（ ）	

○除草

実 施 日	場 所
平成 年 月 日（ ）	